

栃木県公有財産管理システム（仮称）開発業務 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

この要領は、栃木県において導入されている公有財産管理システム及び県有施設最適化システムを統合した新システムの開発に当たり、企画提案を募って栃木県に最も適切なシステム開発候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

（１）業務名

栃木県公有財産管理システム（仮称）開発業務

（２）業務内容

システムの設計、開発及び付随する業務（詳細は「栃木県公有財産管理システム（仮称）開発業務仕様書」のとおり）

（３）契約期間

契約締結日から令和 9（2027）年 1 月 29 日まで

（４）提案上限額

99,495 千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、年度別の上限額は次のとおりとする。

ア 令和 7（2025）年度 37,950 千円

イ 令和 8（2026）年度 61,545 千円

（５）担当所属

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目 1 番 20 号

栃木県経営管理部管財課（財産活用推進室）

電話 028-623-2095

メールアドレス kanzai@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

（２）競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

（３）本プロポーザル実施に係る参加表明書及び技術提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22（2010）年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４）都道府県又は政令市を対象とした公有財産管理に係るシステムを開発した実績があること。

4 プロポーザル実施のスケジュール

（１）実施要領等の公表	令和 7（2025）年 3 月 28 日
（２）参加表明書等の提出期限	令和 7（2025）年 5 月 2 日
（３）技術提案書等の提出期限	令和 7（2025）年 8 月 4 日
（４）技術提案書等の審査（プレゼンテーション）	令和 7（2025）年 8 月 20 日
（５）選定結果の通知・公表	令和 7（2025）年 8 月下旬
（６）契約手続き	令和 7（2025）年 9 月中旬

5 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施要領等の公表

ア 配布書類

- ・「公募型プロポーザル実施要領」（本書）
- ・「開発業務仕様書」
- ・「参加表明書・技術提案書等作成要領」
- ・その他各様式

イ 配布期間

令和7（2025）年3月28日～令和7（2025）年5月1日

ウ 配布場所

栃木県ホームページ

(2) 参加表明書等の提出及び技術提案書提出者の選定

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書・技術提案書等作成要領」に基づき、参加表明書等を作成し、次により提出すること。

ア 提出期限

令和7（2025）年5月2日 17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所

2（5）の担当所属

ウ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7（2025）年5月2日17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

エ 提出書類

「参加表明書・技術提案書等作成要領」を参照すること。

オ 質問及び回答

参加表明書に関する質問は、簡易なものを除き、令和7（2025）年4月25日17時まで2（5）に示す電子メールにて随時受け付け、質問者に対し個別に回答する。

なお、後述の技術提案書や仕様書等に関する質問は、令和7（2025）年7月25日17時まで2（5）に示す電子メールにて随時受け付け、参加表明書を提出した全ての者（同書記載の連絡先メールアドレス宛て）に対し、電子メールにより回答する。

カ 審査結果通知

参加表明書を提出した者のうち技術提案書提出者として選定された者に対しては技術提案書の提出要請を行い、選定されなかった者に対しては、その旨を通知する。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案書の提出要請を受けた者のうち技術提案書を提出する者は、「参加表明書・技術提案書等作成要領」に基づき、技術提案書等を作成し、次により提出すること。

ア 提出期限

令和7（2025）年8月4日 17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所

2（5）の担当所属

ウ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）

エ 提出書類

「参加表明書・技術提案書等作成要領」を参照すること。

※必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

オ 質問及び回答

技術提案書や仕様書等に関する質問は、令和 7（2025）年 7 月 25 日 17 時まで 2（5）に示す電子メールにて随時受け付け、参加表明書を提出した全ての者（同書記載の連絡先メールアドレス宛て）に対し、電子メールにより回答する。

（4）技術提案書等の審査

技術提案書の提出者に対し、次のとおりプレゼンテーション形式の審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査の詳細は、技術提案書提出者に別途通知する。

ア 実施時期

令和 7（2025）年 8 月 20 日

イ 実施方法

プレゼンテーションの内容は、技術提案書の説明（補足説明含む）、システムのデモンストラーション及び審査委員からの質疑に対する回答とする。

ウ 契約候補者選定

別途開催される選定委員会において、技術提案書（プレゼンテーションを含む）の内容を総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。技術提案書等の配点基準は、「参加表明書・技術提案書等作成要領」を参照すること。

エ その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格となることがある。

（ア）提出書類の虚偽の内容を記載した場合

（イ）本実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

（ウ）技術提案書の金額が、2（4）の提案上限額を超える場合

（エ）評価の公平性に影響を与える行為があった場合

（オ）評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を行った場合

（カ）本プロポーザル実施に係る参加表明書及び技術提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22（2010）年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止になった場合

（キ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（5）選定結果の通知・公表

技術提案書の提出者に対し、選定又は非選定の結果を通知するものとする。

なお、非選定理由の説明を求める者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

（6）契約手続き

- ・契約候補者に選定された者と栃木県との間で、技術提案書に記載された提案額の範囲で契約を締結し、業務委託料の支払いは、年度ごとの業務履行完了後の精算払いとする。
- ・契約書の作成に必要な経費は、受託者の負担とする。
- ・選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）により、参加を辞退することができる。

6 その他

- （1）書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加した者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 本プロポーザルへの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。